

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年 6月 30日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 東京都練馬区高松5-11-26 光が丘MKビル5階 氏 名 日本道路株式会社 城北営業所 所長 宝満 堅策 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-6913-4375</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	日本道路株式会社 城北営業所
事業場の所在地	東京都練馬区高松5-11-26光が丘MKビル5階
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高1,478,411千円
③従業員数	23名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>道路建設工事（舗装工事）</p> <p>◆アスファルト→再生会社に委託、破碎後、再生アスファルト等に再資源化。◆コンクリート→再生会社に委託、破碎後、再生路盤材等に再資源化。◆木くず→破碎等の中間処理後、燃料チップ等に再資源化。◆廃プラスチック→破碎・溶融等中間処理後、燃料チップ等に再資源化。又は熱回収業者を経て焼却により熱回収後、安定型又は管理型埋立。◆建設汚泥→再生会社に委託、造粒固化後、改良土等に再資源化。◆紙くず→再生会社に委託、破碎・圧縮等後、再生紙等に再資源化。◆ガラス陶磁器等くず→破碎等後、再生砕石等に再資源化。◆建設混合廃棄物→可能な限り分別選定後、破碎等の中間処理を経て建設資材、埋め戻し材、再生砕石等に再資源化。処理後の廃材は安定型又は管理型埋立。◆金属くず→中間処理業者に委託、破碎等処理を経て製鉄原料に再資源化、又は有償売却。◆繊維くず→中間処理業者に委託、破碎等処理を経てボイラー用燃料に再資源化。◆石綿含有廃棄物→最終処分許可業者に委託、地中埋立。</p>

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片
	排出量	9,658.70 t	1,141.27 t
	(これまでに実施した取組)		
産業廃棄物の循環型社会を形成すべく、3R：リデュース（減量）・リサイクル（再資源化）・リユース（再使用）を全国各地で発生現場から再生工場・施工施設まで多岐に渡って取り組みました。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片
	排出量	9,658.70 t	1,141.27 t
	(今後実施する予定の取組)		
環境にやさしい社会の実現に寄与するよう環境マネジメントシステムを実行し、継続的に改善する。1. 環境情報を先取りし、5Sの徹底に努め、汚染予防、建設副産物の適正処理、地球温暖化の防止を推進する。2. 環境関連法令及び社内規定を順守した日常の環境活動を実践する。3. 環境保全に関わる技術開発・拡販を推進する。4. 環境教育・啓発活動を実施し、持続可能な社会の一翼を担う地球環境保全に努め、環境情報を社会に発信する。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	上記事項産業廃棄物の種類は可能な限り詳細に分類しました。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	上記①に加え、廃石綿含有産業廃棄物が排出されるときには現場担当者を含めて社内において各法令に基づき事前協議の徹底を図る。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	紙くず	建設混合廃棄物	建設汚泥	廃プラスチック類
排 出 量	1.20 t	296.60 t	40.71 t	10.68 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	建設混合廃棄物	建設汚泥	廃プラスチック類
排 出 量	1.20 t	296.60 t	40.71 t	10.68 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	木くず	金属くず		
排出量	25.30 t	2.83 t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	金属くず		
排出量	25.30 t	2.83 t	- t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	建設混合廃棄物	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	建設混合廃棄物	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	建設混合廃棄物	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	建設混合廃棄物	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	金属くず		
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	金属くず		
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	金属くず		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	金属くず		
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片
	全処理委託量	9,658.70 t	1,141.27 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	9,658.70 t	1,141.27 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	建設混合廃棄物	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	建設混合廃棄物	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	建設混合廃棄物	建設汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	1.20 t	296.60 t	40.71 t	10.68 t
優良認定処理業者への処理委託量	1.20 t	57.45 t	- t	10.68 t
再生利用業者への処理委託量	- t	239.15 t	40.71 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	金属くず		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	金属くず		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	金属くず		
全処理委託量	25.30 t	2.83 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	25.30 t	2.83 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片
	全処理委託量	9,658.70 t	1,141.27 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	9,658.70 t	1,141.27 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	建設混合廃棄物	建設汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	1.20 t	296.60 t	40.71 t	10.68 t
優良認定処理業者への処理委託量	1.20 t	57.45 t	- t	10.68 t
再生利用業者への処理委託量	- t	239.15 t	40.71 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	金属くず		
全処理委託量	25.30 t	2.83 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	25.30 t	2.83 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所属：城北営業所	
廃棄物担当	城北営業所（安全環境担当責任者）、安全環境課、工事課、管理課 組織人数：19人	
役割	安全環境責任者	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を各事業所・担当者と検討する。 ○廃棄物処理に関する各事項の決定、承認
	安全環境責任者 安全環境課	○廃棄物処理方針の策定 ○各事業所の廃棄物管理規定の策定・改廃（情報を共有化） ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物施設の操業、及び諸管理状況の把握・確認 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他
	工事課 管理課	○委託契約書の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○その他

廃棄物管理組織図

